

### 3 特別会計（別表 1～3, 6, 7, 10参照）

平成19年度特別会計の数は5会計で、歳入歳出の総額の決算状況は次のとおりである。

#### 歳入歳出決算状況表

予算現額	歳入		歳出		歳入歳出差引額
	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
円	円	%	円	%	円
13,175,190,000	13,122,655,503	99.6	12,838,040,779	97.4	284,614,724

一般会計から特別会計への繰入金は12億2,658万円で、前年度と比較すると、5,510万4千円の増加となっている。

これは主に、老人保健医療特別会計への繰入金が2,778万7千円、国民健康保険特別会計への繰入金867万5千円、介護保険特別会計への繰入金1,864万2千円、それぞれ増加したことによるものである。

各会計別の審査意見は次のとおりである。

#### (1) 有線放送電話特別会計

当年度の歳入歳出の決算状況は、次のとおりである。

#### 歳入歳出決算状況表

予算現額	歳入		歳出		歳入歳出差引額
	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
円	円	%	円	%	円
52,243,000	51,526,998	98.6	20,496,110	39.2	31,030,888

歳入決算額は、前年度と比較すると151万5千円（3.0%）の増加である。

この主な要因は、繰越金が増加したためである。

歳入決算額の主なものは、繰越金2,977万8千円（57.8%）、使用料及び手数料2,099万4千円（40.7%）となっている。

このうち有線放送使用料等の収入未済額は28万9千円となっており、未収金の回収に努められたい。有線放送電話の利用状況は、次のとおりである。

## 有線放送電話利用状況

(単位 千円)

年 度		16年度	17年度	18年度	19年度
使 用 料	月額 @700円 基本料	2,521戸 22,001	2,487戸 21,664	2,413戸 21,301	2,369戸 20,870
	1回 @7円 一般通話料	770件 5	660件 5	無料 0	無料 0
	CM放送料	145	162	151	124

歳出決算額は、前年度に比較すると26万2千円（1.3%）の増加である。

歳出決算額は有線放送費2,049万6千円（100%）である。

当事業は、市の広報活動及び住民相互の連絡を円滑にし、住民の福祉の増進に資することを目的として設置されたものであるが、通話機能としての利用は年々減少し、主として放送施設として広報用に利用されているのが現状で、当事業の財政運営は依然として厳しい状況である。なお、一般通話料は18年4月1日より無料となっている。

### (2) 国民健康保険特別会計

当年度の歳入歳出の決算状況は、次のとおりである。

### 歳入歳出決算状況表

予算現額	歳 入		歳 出		歳入歳出差引額
	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
円	円	%	円	%	円
4,914,275,000	4,937,339,757	100.5	4,692,923,731	95.5	244,416,026

歳入決算額は、前年度と比較すると3億1,709万2千円（6.9%）の増加である。

これは主に、国民健康保険税が減少したものの、共同事業交付金、繰越金、県支出金、療養給付費交付金等が増加したためである。

歳入決算額の主なものは、国民健康保険税13億9,178万2千円（28.2%）、国庫支出金13億763万4千円（26.5%）、療養給付費交付金9億2,331万9千円（18.7%）、共同事業交付金5億2,298万9千円（10.6%）繰入金3億5,870万4千円（7.3%）である。

国民健康保険税の収納状況は次表のとおりである。

### 国民健康保険税の収納状況表

年度	調定額	収入済額	不納欠損		収入未済額	収納率
			件数	金額		
	円	円	件	円	円	%
15	1,680,411,028	1,274,341,098	147	9,623,506	396,446,424	75.8
16	1,706,834,824	1,284,794,453	176	15,719,850	406,320,521	75.3
17	1,899,179,521	1,452,836,674	112	6,381,697	439,961,150	76.5
18	1,914,248,550	1,446,911,740	93	4,257,400	463,079,410	75.6
19	1,880,608,310	1,391,781,915	157	11,201,143	477,625,252	74.0

不納欠損処分は157件、1,120万1千円で、前年度と比較して64件、694万4千円増加している。

これらはすべて地方税法第15条の7第4項（執行停止3年間継続）及び同法第18条第1項（消滅時効）の規定により徴収権が消滅したもので、法令の規定に準拠して処理されているものと認めましたが、今後も不納欠損処分にあたっては慎重な対処に努められたい。

収入未済額は、前年度と比較して1,454万6千円（3.1%）の増加で、対調定比は25.4%である。

また、国保会計の根幹ともいえる保険税の現年度の収納率は93.4%で前年度より0.7ポイント下降し、過年度も含めた収納率は74.0%で前年度より1.6ポイント低下している。保険税の負担の公平性を確保するためにも、さらに未収金の回収に特段の努力をされるよう要望する。

歳出決算額は、前年度に比較すると2億7,601万5千円（6.2%）の増加となっている。

この主な要因は、諸支出金、老人保健拠出金、介護納付金が減少したものの、保険給付費、共同事業拠出金、保健事業費が増加したためである。

歳出決算額の主なものは、保険給付費31億527万6千円（66.2%）、老人保健拠出金7億115万7千円（14.9%）、共同事業拠出金5億1,169万9千円（10.9%）、介護納付金2億5,186万1千円（5.4%）となっている。

社会の高齢化や医療の高度化により医療費が増加するなど、国民健康保険を取り巻く状況は厳しいものがあるが、国保事業の指針の国民健康保険事業計画に基づき、保険税や補助金の確保など歳入の増加を図るとともに、健康意識の向上と医療費の適正化を通じて歳出の削減を図り、今後も国保事業の健全運営に努められたい。

(3) 介護保険特別会計

当年度の歳入歳出の決算状況は、次のとおりである。

**歳入歳出決算状況表**

予算現額	歳入		歳出		歳入歳出差引額
	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
円 3,203,374,000	円 3,177,073,180	% 99.2	円 3,155,115,504	% 98.5	円 21,957,676

歳入決算額は、前年度と比較すると1億6,601万8千円(5.5%)増加している。

この主な要因は、国庫支出金が減少したものの、保険料、支払基金交付金、県支出金、繰越金、諸収入等が増加したためである。

歳入決算額の主なものは、支払基金交付金8億7,697万4千円(27.6%)、国庫支出金6億9,684万3千円(21.9%)、保険料5億7,269万5千円(18.0%)、繰入金4億7,730万8千円(15.0%)、県支出金4億3,939万8千円(13.8%)である。

介護保険料の収納状況は次表のとおりである。

**介護保険料の収納状況表**

年度	調定額	収入済額	不納欠損		収入未済額	収納率
			件数	金額		
	円	円	件	円	円	%
15	405,478,498	398,956,138	26	382,600	6,139,760	98.4
16	411,670,760	402,943,887	27	485,300	8,241,573	97.9
17	414,798,373	404,134,063	34	664,410	9,999,900	97.4
18	565,318,100	551,748,900	41	877,300	12,691,900	97.6
19	588,956,300	572,695,160	9	200,400	16,060,740	97.2

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料について、20万円の不納欠損処分を行った後の収入未済額が1,606万1千円となっており、今後も未収金の回収に努められたい。

歳出決算額は、前年度と比較すると2億2,644万8千円(7.7%)増加している。

これは、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金費が増加したためである。

歳出決算額の主なものは、保険給付費28億1,067万6千円(89.1%)、総務費1億2,224万8千円(3.9%)である。

介護保険事業は、第三期介護保険事業計画(平成17年度策定)での中間年度となった。今後も、認定業務の適正化、介護サービスの質の向上、介護保険施設の基盤整備等を通じて、事業の安定的な運営に努められたい。

#### (4) 老人保健医療特別会計

当年度の歳入歳出の決算状況は、次のとおりである。

### 歳入歳出決算状況表

予算現額	歳入		歳出		歳入歳出差引額
	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
円	円	%	円	%	円
4,990,298,000	4,924,005,738	98.7	4,967,316,435	99.5	△ 43,310,697

歳入決算額は、前年度と比較すると1億9,831万4千円(4.2%)増加している。この主な要因は、支払基金交付金が減少したものの、国庫支出金、繰入金、県支出金が増加したためである。

歳入決算額の主なものは、支払基金交付金25億1,823万2千円(51.1%)、国庫支出金16億1,328万7千円(32.8%)、県支出金3億9,248万3千円(8.0%)、繰入金3億9,056万8千円(7.9%)である。

歳出決算額は、前年度と比較すると1億6,048万4千円(3.3%)増加している。これは、医療諸費、前年度繰上充用金が増加したためである。

歳出決算額の主なものは、医療諸費48億8,617万7千円(98.4%)となっている。なお、歳入歳出不足額4,331万1千円を生じたため、翌年度歳入を繰上充用した。

高齢化社会への移行にともない、老人保健医療費は増加傾向にある。高齢化医療事業に対しては、対象者の保健意識を高めることが肝要であり、今後とも健康保健施策事業等の取り組みを強化するとともに、併せて医療施設の適切な利用方法を周知し、当会計が健全に運営されるように努められたい。

#### (5) 公園墓地整備事業特別会計

当年度の歳入歳出の決算状況は、次のとおりである。

### 歳入歳出決算状況表

予算現額	歳入		歳出		歳入歳出差引額
	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
円	円	%	円	%	円
15,000,000	32,709,830	218.1	2,188,999	14.6	30,520,831

歳入決算額は、前年度と比較すると383万9千円(13.3%)増加している。これは、繰越金が増加したためである。

歳入決算額は、繰越金2,532万7千円(77.4%)、使用料及び手数料738万3千円(22.6%)、となっている。

歳出決算額は、前年度と比較すると135万4千円(38.2%)減少している。これは、公園墓地整備費が減少したためである。

歳出決算額は、公園墓地整備費218万9千円となっている。

公園墓地全体(第1区~第4区)では、674区画の分譲で、年度末現在の分譲残数は28区画となっている。

今後も分譲の促進と合わせて、施設の管理運営及び環境整備に努められるよう要望する。

#### 4 実質収支に関する調書(別表3参照)

実質収支に関する調書を歳入歳出決算書及び同事項別明細書と照合して審査した。

当年度決算における実質収支額については、一般会計6,053万5千円、有線放送電話特別会計3,103万1千円、国民健康保険特別会計2億4,441万6千円、介護保険特別会計2,195万8千円、公園墓地整備事業特別会計3,052万1千円のそれぞれ黒字、老人保健医療特別会計4,331万1千円の赤字で、全会計の実質収支は3億4,515万円の黒字となっている。

翌年度へ繰り越すべき財源は、一般会計4,001万3千円、特別会計0円である。

#### 5 財産に関する調書

財産に関する調書及び財産台帳等により、当年度の増減状況を主に審査した。

この概要は次のとおりである。

##### (1)土地及び建物

平成19年度現在高は、次表のとおりである。

区 分		前年度末残高	決算年度中増減	決算年度末現在高
土 地 (㎡)		1,244,598	△ 748	1,243,850
建 物	木 造(㎡)	13,226	0	13,226
	非木造(㎡)	177,280	0	177,280

土地は、前年度に比べ748㎡の減少となっている。これは、史跡公園代替地の普通財産を売却したことにより、減少したためである。

##### (2)出資による権利

決算年度末現在高は2億1,342万6千円で、前年度より1億500万円減少している。

### (3)物 品

自動車は、前年度末現在高が106台で、決算年度中に2台増加し、決算年度末現在高は108台となっている。建設用機械は、前年度末同様4台、絵画等も前年度末同様200点である。

### (4)債 権

前年度末現在高は3,689万7千円で、決算年度中に597万7千円減少し、決算年度末現在高は3,092万円となっている。

これは主に、住宅改修資金等貸付金が、464万2千円、高齢者住宅整備資金貸付金が136万5千円減少したことによるものである。

### (5)基 金

#### 基金の推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	15	16	17	18	19
物品調達基金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
土地開発基金	357,771	357,878	357,989	358,098	358,206
財政調整基金	1,416,147	1,628,568	1,720,196	1,787,917	1,276,705
地域福祉基金	109,487	106,997	104,421	107,103	104,208
鉄道経営対策事業基金	39,308	27,700	8,101	0	0
ふるさと創生基金	532,803	533,427	534,044	534,663	535,284
減債基金	651,484	652,136	652,788	653,441	454,094
文化スポーツ振興基金	18,794	18,513	18,531	18,550	18,568
人材育成基金	98,726	97,124	92,997	92,029	90,625
国営加古川西部土地改良事業費償還基金	234,912	201,544	162,814	125,212	87,576
一般会計小計	3,460,432	3,624,887	3,652,881	3,678,013	2,926,266
国民健康保険事業基金	315,206	215,206	215,206	215,206	215,206
介護給付費準備基金	105,932	104,179	78,566	127,232	209,517
特別会計小計	421,138	319,385	293,772	342,438	424,723
年度末合計	3,881,570	3,944,272	3,946,653	4,020,451	3,350,989

一般会計における基金の前年度末現在高は36億7,801万3千円で、年度中に7億5,174万7千円減少し、決算年度末現在高は29億2,626万6千円となっている。

この主な要因は、財政調整基金5億1,121万2千円、減債基金で1億9,934万7千円減少したためである。

特別会計における基金の前年度末現在高は3億4,243万8千円で、決算年度中に8,228万5千円増加し、決算年度末現在高は4億2,472万3千円となっている。

これは、介護給付費準備基金で8,228万5千円増加したためである。

基金の大部分は歳計現金に繰替運用されており、各基金の運用・積立状況については次のとおりである。

#### ①物品調達基金

庁内で共通に使用する印刷物を一括購入することによって、物品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、基金の額100万円で運用している。

当年度の運用状況は、物品払出額53万8千円、原価45万7千円で、差引8万1千円が運用益となり、基金条例に基づき平成19年度一般会計に繰入されている。

平成19年度末の基金100万円の内訳は、物品46万7千円、現金53万3千円となっている。

#### ②土地開発基金

この基金は、公共用地を先行取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設置された基金である。

前年度末現在高の現金3億5,809万8千円に、基金の利息10万8千円を積み立てたため、平成19年度末現在高は3億5,820万6千円で、このうち3億5,789万7千円を土地開発公社に預託している。

#### ③財政調整基金

この基金は、将来にわたる財政の健全な運営に資するため設置されたものである。

当年度は、前年度末残高17億8,791万7千円に1億3,878万8千円を積み立て、6億5,000万円取崩したため、平成19年度末積立額は12億7,670万5千円となっている。

#### ④地域福祉基金

この基金は、地域福祉に寄与するため設置された基金であり、前年度末積立額の1億710万3千円に、利息10万7千円、寄付金7千円とで計11万4千円が積み立てられたが、福祉対策事業費として301万円が取り崩されたことから、平成19年度末積立額は1億420万8千円となっている。

#### ⑤鉄道経営対策事業基金

この基金は、鉄道事業を経営する北条鉄道株式会社の経営を助成し、地域公共交通の維持確保を図るため設置されたものである。

前年度末積立額0円に、当年度は鉄道経営対策事業基金条例の規定に基づき、固定資産税相当額997万5千円が積み立てられたが、平成18年度決算による経常損失の補てんのため997万5千円を取り崩し、これに充当したため、平成19年度末積立額はゼロとなっている。

#### ⑥ふるさと創生基金

この基金は、地域振興及びふるさと創生に資するため設けられた基金である。

前年度末積立額5億3,466万3千円に、基金利息62万1千円を加え、平成19年度末積立額は、5億3,528万4千円となっている。

#### ⑦減債基金

この基金は、市債の償還に必要な財源を確保し、かつ将来の財政健全運営に資するために設置されたものであり、前年度末積立額6億5,344万1千円に、当年度は65万3千円を積み立て、2億円を取崩したため、平成19年度末積立額は4億5,409万4千円となっている。

#### ⑧文化スポーツ振興基金

この基金は、市民文化及びスポーツの高揚と振興を図る資金に充てるため設けられたものである。前年度末積立額1,855万円に基金利息1万8千円を加え、平成19年度末積立額は1,856万8千円となっている。

#### ⑨人材育成基金

この基金は、人材の育成を目的とする事業を推進するため設置されたもので、前年度末積立額9,202万9千円に基金利息9万2千円が積み立てられたが、人材育成事業の補助等として149万6千円が取り崩されたことから、平成19年度末積立額は9,062万5千円となっている。

#### ⑩国営加古川西部土地改良事業費償還基金

この基金は、国営加古川西部土地改良事業負担金の効率的な運用を図るため設置された基金である。

前年度末積立額1億2,521万2千円に事業負担金97万7千円、利息92万7千円の190万4千円が積み立てられたが、償還金等として3,954万円取り崩されたことから、平成

19年度末積立額は8,757万6千円となっている。

#### ⑪介護給付費準備基金

この基金は、介護保険事業の健全な運営に役立てるため設置された基金である。前年度末積立額1億2,723万2千円に、当年度は8,228万5千円が積み立てられたため、平成19年度末積立額は2億951万7千円となっている。

#### ⑫国民健康保険事業基金

この基金は、国民健康保険事業の健全な運営に資するため設置された基金である。当年度は取り崩しがなかったことから、平成19年度末積立額は前年度同額の2億1,520万6千円となっている。

### 6 基金運用状況

地方自治法第241条第5項に規定されている基金の運用状況については、基金運用状況報告書により審査を行った。その結果は、前掲基金の①・②のとおりである。

### 7 要望事項

#### (1) 延滞金及び督促手数料の適正な徴収

地方自治法第231条の3第2項では、「普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定の督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。」とされている。これを受け、加西市税条例において、第19条（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）及び第21条（督促手数料）を定めている。

しかしながら、多くの納期限後納税者等からは、生活困窮者等に類するとして延滞金は徴収されていない。納期限後納税者等の個別の事情を配慮して、延滞金を徴収しないのであれば、加西市税条例において、やむを得ない理由があると認められる場合の延滞金の減免措置の整備等を早急に検討されたい。

#### (2) 例規に従った業務執行

上記「(1) 延滞金及び督促手数料の適正な徴収」を含め、これまでも決算審査及び一般監査において、条例又は規則等と齟齬する事務処理手続きを指摘してきたところである。上記と併せて、早急な検討を期待する。

### 8 まとめ

以上、平成19年度一般会計・特別会計の決算審査について概要を述べたが、ここに総括的な

意見を付してまとめとする。

## (1) 歳入・歳出の決算

地方分権については、中央集権型行政システムの制度疲労、変動する国際社会への対応、また個性豊かな地域社会の形成、また高齢社会、少子化社会への対応など、新たな時代の状況と課題に的確に対応するために、地方分権を進めていくことが必要であるということを背景として、その推進が進められている。税財政面においては、いわゆる三位一体改革、すなわち国庫補助金の改革、税源移譲、地方交付税の改革が実施されたところであり、自治体がその地域の特性に応じて発展していくためには、自由に使える財源を増やし、自立していく、そして自らの創意と工夫で自治体の政策を決められるようにすることが重要となってきた。

さて、平成19年度の本市の財政事情について、財政収入の根幹をなす市税収入を見てみると、緩やかな景気回復基調の継続により、法人市民税、市たばこ税が減収となったものの、個人市民税、固定資産税、軽自動車税が増収となり、収納率は対前年度0.1ポイント増の93.5%となっている。

このような状況下、第4次総合計画に基づき、社会情勢の変化に的確に対応した各種の施策が実施されている。

平成19年度当初予算において、一般会計・特別会計を合わせて313億2,840万9千円の予算が編成され、年度途中の収支状況等に応じて5億8,923万2千円を増額補正し、これに前年度からの繰り越し分2億3,799万4千円を加え、合計321億5,563万5千円の予算に基づき市政が執行された。

この結果、平成19年度一般会計・特別会計の合計歳入決算額は317億1,650万円で、前年度に比べ17億1,510万4千円の増、歳出決算額は313億3,133万7千円で、前年度に比べ16億9,029万4千円の増となった。伸び率では、歳入においては5.7%となり、前年度の伸び率△2.6%と比較して8.3ポイントの増、また、歳出においては5.7%となり、前年度の伸び率△2.9%と比較して8.6ポイント増加した。

一方、平成19年度の一般会計・特別会計決算の実質収支は、3億4,515万円の黒字決算となり、前年度を8.2%上回った。また、単年度収支においても、2,605万3千円の黒字決算となっている。

## (2) 公債費

本市の財政状況を見ると、歳出総額に占める公債費は依然として多額であり、当年度においては25億4,504万5千円（対総額13.8%）の負担となっている。また、後年度負担となる地方債現在高は179億5,373万1千円（対前年度比△7.3%）、債務負担行為額は37億3,744万4千円（対前年度比△11.1%）と、前年度より減少してはいるが、実質公

債費比率は20.8%で、前年度の21.1%を0.3ポイント下回って来ておりおますが、ますます財政の硬直化が進んでいるといえる。また、地方債現在高に債務負担行為の翌年度以降の支出予定額を加え、積立金現在高（運用基金を除く）を差し引いた、将来にわたる実質的な財政負担は191億2,411万5千円となっている。

### （3）他会計補助金

さらに、一般会計が、地方公営企業法第17条の2及び第17条の3に基づき、経営の健全化の促進のため補てんを行っている、水道事業、下水道事業及び病院事業の補助金等は、コミュニティ・プラント会計を除き、繰出基準により支出されている（農集への7,953万5千円・下水道への5,040万9千円の補助金を除く）ものの、前年度を2億1,949万6千円上回って、総額24億5,457万9千円（対総額13.3%）もの多額にのぼっている。これら公営企業の経営状況及び財政状態を考慮すると、今後もこの他会計補助金の増加が見込まれる。

公債費と他会計補助金とが歳出決算額の27.0%を占め、一般会計の財政運営を大きく圧迫して、市独自の住民サービスが打ち出せない状況である。

### （4）連結ベースでの財政再建推進計画の策定

このような状況のもと、市民サービスの水準を維持しつつ、社会経済情勢の変化に適応できる財務体質を確立するため、さらなる収支の均衡と財政構造改革が求められており、「財政再建推進計画」を踏まえながら、「休廃止を含めた事務事業の見直し」、「歳入の確保と歳出の削減」、「公営企業会計を含めた市全体の財政運営」について、中長期的な計画のもと取り組まれるよう要望する。そのためには、一般会計・特別会計のほか未処理欠損金の多い下水道事業、病院事業をはじめとする公営企業、第三セクターを含めた市全体、すなわち連結ベースでの財政再建推進計画が必要であると考えます。

### （5）財務諸表の導入

現在地方公共団体の会計は、現金主義、単式の経理となっている。この方法では、フローベースについては明らかにされるが、ストックベースでの指標がないことになり自治体の財政分析としてはきわめて不十分である。複式簿記の考え方を取り入れた財務書類を作成し、資産あるいは債務の管理をすべきである。そういう意味で、いわゆる財務諸表、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の整備は検討に十分値する改革ではないかと考える。

また、地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、地方行政のあらゆる分野で公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要になっているところであり、自治体の破綻が社会問題となっている昨今、様々な財政指標というものを第三者的な検証を行い、そのための情報開示の徹底と住民

監視（ガバナンス）の強化が望ましいと考えられる。そのために、分かりやすい情報開示の方法を工夫されたい。

#### （６）指定管理者の導入について

平成１９年４月１日から、市民会館、健康福祉会館、都市公園、体育施設、玉丘史跡公園、古法華自然公園研修施設及びランドマーク展望台の管理が指定管理者に移行したところである。施設管理の行政コストは、指定管理者制度の導入前と比較すると、収入が微増し、費用が減少したことから、削減されている。この観点からは、民間活力可能な分野に指定管理者制度を積極的に活用したことは評価される。

しかし、施設の老朽化や耐震計画などに伴う多額の経費が見込まれており、計画的な対応と指定管理者制度導入による余剰金を確保して施設に充てるなどの検討が必要である。

また、施設所管課の事務執行体制は、指定管理者制度に移行時と変化がない一方で、指定管理者への指示・協議調整等事務量が減少したとは言えない。

このような中で、施設の管理運営を適切に行って行くためには、市が施設管理担当職員による施設管理、適切な指定管理者への指揮監督などバックアップするしくみを構築することが不可欠である。

#### （７）最後に

第５次行政改革大綱では、人件費の抑制、事務事業のゼロベースでの再構築、歳入の確保等、財政の健全化を主眼として策定されており、今後も財政再建推進計画との整合性を図りながら、最少の経費で最大の効果を挙げられるように努力されたい。守るべきものは何か、時代・環境とともに改革すべきものは何か、を常に見極め、判断していくことが大事であり、行政評価に基づく事務事業の評価、見直しを行うとともに、あらゆる行政情報を市民に開示することで透明性を図り、市民の理解と協力を得ることにより、限られた財源をもって行政施策の有効かつ的確な選択を行って、市民主体のまちづくりに向けて努力されることを望むものである。